神戸市公立大学法人受託研究等取扱規程

2026 年 11 月 1 日
規程第５号

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）が民間企業等法人以外の機関等（以下「外部機関等」という。）から委託を受けて行う研究、試験、試作、調査、学術指導等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　受託研究　外部機関等から委託を受けて法人の教員が行う研究で、当該研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）を当該外部機関等が負担するものをいう。

⑵　受託事業　外部機関等から委託を受けて法人の教員が行う試験、試作、調査、学術指導等の活動で、当該活動に要する経費（以下「受託事業費」という。）を当該外部機関等が負担するものをいう。

⑶　学術指導　教育、研究及び専門的知識に基づき行う指導、助言等であって、外部機関等の業務又は活動を支援するものをいう。

⑷　研究担当者　受託研究及び受託事業（以下「受託研究等」という。）を担当する者をいう。

⑸　知的財産権　神戸市公立大学法人職務発明等規則（2026 年４月規則第１号。以下「規則」という。）第２条第１号に掲げる知的財産権をいう。

⑹　発明等　規則第２条第２号に掲げる発明等をいう。

⑺　出願等　規則第２条第５号に掲げる出願等をいう。

⑻　知的財産権の実施　規則第２条第６号に掲げる知的財産権の実施をいう。

（受入れの基準）

第３条　受託研究等は、神戸市外国語大学（以下「大学」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「高専」という。）の教育研究上有意義なものであり、本来の教育研究に支障を生じさせるおそれがないと認められるときに限り行うものとする。

２　次に掲げる条件が付される受託研究等は、これを受け入れることができない。

⑴　受託研究費又は受託事業費によって取得した設備等を外部機関等に無条件で譲渡すること。

⑵　受託研究等の結果生じた知的財産権を外部機関等に対し無償で使用させ、又は譲渡すること。

⑶　受託研究等の成果の公表を外部機関等が行うこと。

⑷　外部機関等が受託研究等を一方的に中止できること。

（受託研究等の申請）

第４条　外部機関等の長は、受託研究等を委託しようとするときは、別に定める様式により理事長に申請しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、法人からの応募等により外部機関等が受託研究等の委託を決定したときは、申請を不要とすることができる。

（受託研究等の受入れ）

第５条　理事長は、前条第１項の申請があった場合において、当該申請の内容が第３条の受入れの基準に照らして適当であると認めたときは、当該受託研究等の受入れを承認することを決定し、外部機関等の長にその旨を通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要と認めるときは、前項の受入れを決定するに当たり、大学及び高専（以下「大学等」という。）にそれぞれ設置する審議機関の意見を聴くとともに理事会の議を経るものとする。

３　前項の審議機関の組織その他必要な事項は、別に定める。

（契約の締結）

第６条　受託研究等の実施にあたっては、理事長は、外部機関等の長との間で、当該受託研究等について次に掲げる事項を記載した受託研究契約又は受託事業契約（以下「受託研究契約等」という。）を締結しなければならない。

⑴　題目
⑵　目的
⑶　内容
⑷　実施期間
⑸　研究担当者に関する事項
⑹　経費の負担に関する事項
⑺　成果の取扱いに関する事項
⑻　前各号に掲げるもののほか、受託研究等に関し必要な事項

（経費の負担）

第７条　法人は、大学等の施設及び設備を受託研究等の用に供し、当該施設及び設備の維持及び管理に必要な経費を負担するものとする。

２　外部機関等は、受託研究費又は受託事業費として受託研究等の遂行に直接的に必要となる設備費、備品費、消耗品費、人件費（法人の教員に係るものを除く。）、謝金、旅費等の経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究等の遂行に伴い間接的に必要となる光熱費、管理事務経費、施設設備保守管理費等の経費の一部（以下「間接経費」という。）の合計額を負担するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、受託事業が学術指導であるときは、当該学術指導に要する時間（当該学術指導の準備及び大学等から外部機関等までの移動に要する時間を含む。）に１時間当たりの単価を乗じて得た額を直接経費に加算するものとす

る。この場合において、当該１時間当たりの単価は、10,000 円を下限として理事長が外部機関等の長と協議して定める額とする。

４　間接経費の額は、直接経費の額の 30%に相当する額とする。

５　既納の受託研究費又は受託事業費は、返還しない。ただし、第９条の規定により受託研究等を中止したときは、直接経費の不用となった額の範囲内において、外部機関等からの請求に応じて返還することができる。

（設備等の帰属等）

第８条　受託研究費又は受託事業費により取得した設備等は、原則として法人に帰属するものとする。

２　理事長は、受託研究等の遂行に必要があると認めるときは、外部機関等が所有する設備を無償で受け入れ、当該受託研究等の用に供することができる。

３　法人の研究担当者は、受託研究等の遂行に外部機関等が所有する特定の設備を使用することが必要であり、かつ、当該設備を大学等に搬入することが困難であると認めるときは、当該設備の所在する外部機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

（受託研究等の中止等）

第９条　理事長は、天災その他受託研究等の遂行上やむを得ない事由があると認めるときは、外部機関等の長と協議の上、当該受託研究等の中止又は実施期間の延長をすることができる。

（実績報告書）

第 10 条　法人の研究担当者は、受託研究等が完了したときは、当該受託研究等により得られた研究成果に関する実績報告書を作成し、外部機関等に提出するものとする。

（知的財産権の帰属及び出願等）

第 11 条　法人は、法人の研究担当者が受託研究等の実施に伴い発明等を行ったときは、規則により当該研究担当者から当該発明等に係る知的財産権を承継するものとする。

２　理事長は、法人の研究担当者が受託研究等の実施に伴い発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権の出願等を行うものとする。

３　法人が法人の研究担当者から発明等に係る知的財産権を承継しないこととしたときは、理事長は、外部機関等の長にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた外部機関等の長は、当該法人の研究担当者と当該知的財産権の取扱い及び出願等について協議するものとする。

（知的財産権の取扱い等）

第 12 条　理事長は、前条第１項の規定により法人が所有する知的財産権（以下「法人所有の知的財産権」という。）について、次の各号のいずれかのとおり取り扱うものとする。

⑴　外部機関等又はその指定する者（外部機関等からの申し出を受けて理事長が承認したものに限る。以下同じ。）に譲渡すること。
⑵　外部機関等又はその指定する者に優先的な実施を許諾すること。
⑶　外部機関等及びその指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に譲渡すること。
⑷　第三者に実施を許諾すること。

２　理事長は、前項第１号又は第２号に掲げる取扱いをするときは、当該知的財産権に係る出願等の費用、登録の費用及び登録後の権利の維持管理に要する費用の負担を外部機関等又はその指定する者に求めるものとする。

３　理事長は、外部機関等の長からの申し出を受けて第１項第２号に掲げる取扱いをするときは、当該知的財産権に係る出願等を行ったときから７年を超えない期間を設定して優先的な実施を許諾するものとする。ただし、当該期間は、外部機関等の長からの申し出を受けて短縮又は延長することができる。

４　理事長は、前項の規定により実施を許諾された外部機関等又はその指定する者が、当該許諾の期間中、合理的な理由なく実施しないとき又は当該実施を許諾したことが公共の利益を著しく損なう結果となったと認めるときは、当該実施の許諾を取り消すことができるものとする。

（知的財産権の対価等）

第 13 条　法人は、外部機関等若しくはその指定する者又は第三者に法人所有の知的財産権を譲渡するときは、別に譲渡契約で定める対価を徴収するものとする。

２　法人は、外部機関等若しくはその指定する者又は第三者に法人所有の知的財産権の実施を許諾するときは、別に実施権許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 14 条　法人及び外部機関等は、受託研究等において相手方から開示された個人情報について、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。

（研究成果の公表）

第 15 条　受託研究等による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、研究成果に含まれる知的財産権の管理に支障を来すときは、この限りでない。

２　前項の公表の時期、方法等については、理事長と外部機関等の長が協議して定めるものとする。

（契約の解約）

第 16 条　理事長は、外部機関等が受託研究費又は受託事業費を受託研究契約等に定める期限までに支払わないときは、受託研究契約等を解約することができるものとする。

２　理事長又は外部機関等の長は、相手方が受託研究契約等について重大な違反をしたときは、当該契約を解約することができるものとする。

（適用除外）

第17条　次の各号のいずれかに該当するときは、受託研究等の取扱いについてこの規程の全部又は一部を適用しないことができる。

⑴　外部機関等が、国、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体若しくは国際機関又はこれらから委託を受けたものであるとき。

⑵　理事長が特別な事情があると認めたとき。

（委任）

第18条　この規程に定めるもののほか、受託研究等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、2026年11月１日から施行する。

（旧規程の廃止）

２　神戸市立工業高等専門学校受託研究取扱規程（2023年６月規程第17号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規程（以下「規程」という。）の施行日前に現に開始している受託研究等の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、当該受託研究等の研究内容又は研究実施期間を規程の施行日後に変更し、又は研究実施期間を更新する場合における当該変更後又は更新後に行われる受託研究等については、この限りでない。

４　規程第７条第４項の規定にかかわらず、2026年11月１日から2028年３月31日までに受託研究等を開始する場合（当該期間中に受託研究等の研究内容又は研究実施期間を変更し、又は研究実施期間を更新する場合を含む。）における間接経費の額は、次の各号に掲げる当該受託研究等の開始の期日に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　2026年11月１日から2027年３月31日まで　直接経費の10％に相当する額

⑵　2027年４月１日から2028年３月31日まで　直接経費の20％に相当する額